

平成 29 年度 道の児童相談所における児童虐待相談対応状況

(H30.9 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課)

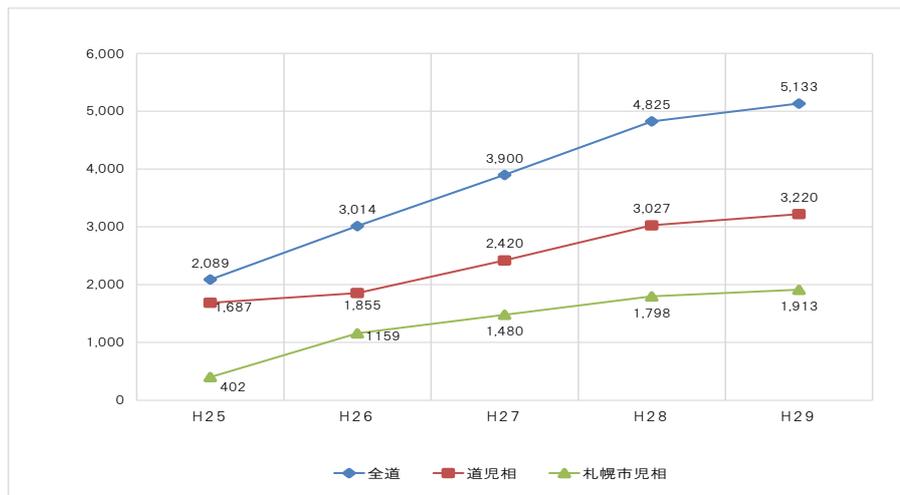
1 相談対応件数の推移（全道、全国）

(単位:件)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	前年度比
全道	2,089	3,014	3,900	4,825	5,133	1.06 倍
道児相	1,687	1,855	2,420	3,027	3,220	1.06 倍
札幌市児相	402	1,159	1,480	1,798	1,913	1.06 倍
全国	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	1.09 倍

※1 児童相談所が受理した相談のうち、「児童虐待」又は「児童虐待が危惧されるもの」として対応した件数。

※2 全国の H29 年度の件数は速報値。



2 種別別相談対応件数（以下、道児相分）

(単位:件)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト (養育の怠慢・拒否)	心理的虐待	計
H29 年度	542	38	459	2,181	3,220
	16.8%	1.2%	14.3%	67.7%	100%
H28 年度	512	34	428	2,053	3,027
	16.9%	1.1%	14.1%	67.8%	100%
増減	30	4	31	128	193

※ 上段:件数、下段:割合

3 経路別相談対応件数

(単位:件)

	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	保育所	児童福祉施設等	警察署	学校等	その他	計
H29 年度	81	51	187	15	243	0	1	39	13	7	1,903	123	557	3,220
	2.5%	1.6%	5.8%	0.5%	7.5%	0.0%	0.0%	1.2%	0.4%	0.2%	59.1%	3.8%	17.3%	100%
H28 年度	111	43	143	17	248	0	0	52	17	18	1,869	102	407	3,027
	3.7%	1.4%	4.7%	0.6%	8.2%	0.0%	0.0%	1.7%	0.6%	0.6%	61.7%	3.4%	13.4%	100%
増減	▲30	8	44	▲2	▲5	0	1	▲13	▲4	▲11	34	21	150	193

※ 上段:件数、下段:割合

※ その他:他の児童相談所、福祉事務所等の道の関係機関及び児童家庭支援センター、里親等。

4 虐待者別相談対応件数

【主な虐待者(全体)】

(単位:件)

	父		母		その他	計
	実父	実父以外	実母	実母以外		
H29年度	1,559 48.4%	433 13.4%	1,108 34.4%	21 0.7%	99 3.1%	3,220 100%
H28年度	1,510 49.9%	420 13.9%	1,003 33.1%	32 1.1%	62 2.0%	3,027 100%
増減	49	13	105	▲11	37	193

【主な虐待者(種別)】

(単位:件)

	父		母		その他	計
	実父	実父以外	実母	実母以外		
身体的虐待	197 36.3%	102 18.8%	218 40.2%	7 1.3%	18 3.3%	542 100%
性的虐待	10 26.3%	16 42.1%	10 26.3%	0 0.0%	2 5.3%	38 100%
ネグレクト	54 11.8%	6 1.3%	390 85.0%	3 0.7%	6 1.3%	459 100%
心理的虐待	1,298 59.5%	309 14.2%	490 22.5%	11 0.5%	73 3.3%	2,181 100%

※ 上段:件数、下段:割合

※ その他:祖父母、おじおば等

5 子どもの年齢構成別相談対応件数

(単位:件)

	0~3歳未満	3歳~就学前	小学生	中学生	高校生・その他	計
H29年度	676 21.0%	614 19.1%	1,153 35.8%	426 13.2%	351 10.9%	3,220 100%
H28年度	612 20.2%	702 23.2%	1,038 34.3%	437 14.4%	238 7.9%	3,027 100%
増減	64	▲88	115	▲11	113	607

※ 上段:件数、下段:割合

6 相談対応結果

(単位:件)

	施設入所	里親等委託	面接指導	その他	計
H29年度	89 2.8%	25 0.8%	2,892 89.8%	214 6.6%	3,220 100%
H28年度	106 3.5%	23 0.8%	2,783 91.9%	115 3.8%	3,027 100%
増減	▲17	2	109	99	193

※ 上段:件数、下段:割合

※ その他:児童福祉司指導、訓戒・誓約等。